

1. 私用目的の複製

児童・生徒の日常生活において、特に頻繁に行われているのは、FM放送など放送される音楽をエアチェックしてカセットテープやMDに録音する等の行為だと思います。

このように放送される音楽をエアチェックすることやテレビ番組をビデオデッキで録画することは、原則として著作権者の権利が働く行為ですが、法第30条の規定により私的使用を目的とする複製は許容されていますので、自由にできることになっています。

しかし、録音録画機器・機材がデジタル方式である場合、すなわちMDやCD-R等である場合は、補償金を支払う必要があります(同条第2項)。ただし、この補償金は、機器・機材の価格に上乗せされており、購入価格に含まれているので改めて払う必要はありません。この補償金は、社団法人私的録音補償金管理協会(SARAH)や社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)を通じて権利者に分配されることになっています。

なお、近年、インターネット上のサイトからMP3などの圧縮技術を利用して音楽データの送信が行われるようになっていますが、権利者の許諾を得ずに違法に音楽データを送信しているサイトがありますので、このようなサイトの利用をしないよう指導する必要があります。